

衛生指導課 NEWS

主な家畜伝染病の発生状況

(平成16年度全国家畜衛生主任者会議等から抜粋)

平成15年度国内での主な家畜伝染病の発生は、18年ぶりに発生した馬の日本脳炎、2年ぶりにめん羊に発生したスクレイピー及び4頭の牛海綿状脳症(BSE)の発生があったほか、平成14年度に引き続き、結核病、ヨーネ病、腐蛆病等の発生があった。届出伝染病では、牛白血病の摘発が増加したほか、主要な伝染性疾患は継続的に発生している。

主な監視伝染病の発生及び防疫対策は以下のとおりである。

1 牛海綿状脳症(BSE)

平成13年9月に我が国初のBSEが確認されて以来、平成15年度は4戸4頭の発生があり合計9頭となった、同居牛等について疑似患者の特定等の防疫措置はBSE検査対応マニュアルに基づき実施された。

平成16年2月、3月に各1戸1頭の発生があり11頭目は死亡牛によるBSE検査での初めての陽性牛である。

2 ブルセラ病及び結核病

ブルセラ病の発生は、平成13年1戸1頭の発生以来発生はない。結核病は、平成15年3月1戸1頭の発生があった。両疾病ともここ数年散発的発生となっているが、清浄化の進展を踏まえ、全国的サーベイランス対象疾患として、導入牛を中心に定期的に検査し、清浄度の維持確認を図っている。

3 ヨーネ病

平成15年度は、北海道では発生農場の同居牛検査及びハイリスク牛の自主とう汰も進展したことから減少傾向となっているが、都府県では発生が増加してきており、全体の発生頭数としては増加に転じている。

発生地域では、定期的検査を実施し、まん延防止を図っている。

新潟県では、4戸4頭の発生があり、殺処分等法

的処置を行うとともに、まん延防止のための飼養牛全頭検査及び牛舎等関連器材の消毒を実施した。なお、新潟県では、県外導入牛を中心に定期的検査を実施している。

4 オーエスキー病

平成15年度は関東の3県で3戸16頭の発生があったが減少した。オーエスキー病の発生戸数及び頭数は昭和63年をピーク(59戸9,491頭)とし、その後は大きく減少したものの、発生件数に大きな変化はなく、浸潤地域の拡大はみられないが、一部では常在化の傾向にある。なお、新潟県は清浄度を維持していることから、これからも県外導入豚、県内流通種豚及びと畜場出荷豚の抗体検査を実施し清浄度の確認が必要である。

平成15年のオーエスキー病抗体検査は県外導入豚(520頭)を中心に、6,688頭実施したがいずれも陰性であった。

5 ニューカッスル病及び家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)

平成15年は発生がなかった。本病は愛玩鶏等の飼養者を含めて、病気の特徴を周知し適切な予防接種、野鳥との接触防止、定期的な抗体検査の実施等について引き続き指導する必要がある。また、ひな白痢は、引き続き飼養管理及び定期的な抗体検査による摘発とう汰の徹底等を行う必要がある。

6 馬伝染性貧血

馬伝染性貧血は、平成5年に農用馬2頭が抗体陽性で摘発されて以降発生はなく、国内の清浄化が進展しているものと考えられる。また、新潟県においても乗用馬、愛玩用ポニー等の飼養者に対し積極的に検査するよう指導している。

7 スクレイピー(伝達性海綿状脳症)

平成15年9月に、約2年ぶりに北海道で1戸3頭の発生があった。昭和59年に輸入めん羊由来群で発生が確認されて以来、32戸62頭の散発的な発生となった。

めん山羊飼養農家について定期的に立ち入り検査による臨床症状の確認や死亡めん山羊について、全頭検査する必要がある。

家畜伝染病予防法の一部を改正

1 改正の趣旨

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、よりの確なまん延防止措置が講じられるようにするため、届出義務違反に関するペナルティの強化を図るとともに、移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成措置の制度化等を行う。

2 改正の概要

(1) 疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化

① 手当金の不交付

殺処分等の対象となった家畜等所有者に交付される手当金について、家畜伝染病のまん延防止に必要な措置を講じなかった者に対しては、支払わないこととする。

② 届出義務に違反した所有者に係る罰則の強化

家畜の所有者が届出義務に違反した場合の罰則を3年（現行1年）以下の懲役又は100万円（現行50万円）以下の罰金に引き上げる。

(2) 移動制限命令に協力した家畜農家に対する助成金の強化

移動制限命令に協力した家畜農家に対し、都道府県が売上げの減少額や飼料費・保管費・輸送費等を助成する場合には、国がその助成額の1/2を負担することとする。

(3) 都道府県の防疫事務の費用に対する国の負担

都道府県の防疫事務の実態を踏まえ、従来から国が負担しているものに加え、以下の①、②について、その1/2を国が負担することとする。

① 衛生資材の購入費又は賃借料（防護服、車両消毒等）

② 家畜防疫員が自ら患畜等の死体や汚染物品の焼却・埋却を行った場合の費用

韓国における豚コレラの発生について

1 発生状況

2003年10月に慶尚北道慶州市及び蔚山広域市蔚州郡での発生後、3か月間発生が確認されていなかったが12月19日に1農場で新たな豚コレラの発生があったことが確認され、その後、2004年3月12日に全羅北道扶安郡の1農場で新たな発生が確認された。

これにより、昨年3月18日の全羅北道益山市での初発以来、本年3月12日までに6道1広域市26市郡の合計72農場で豚コレラの発生が確認された。

2 発生農場の状況

(1) 発生場所：全羅北道扶安郡（飼養規模：838頭、発生頭数：5頭（50日齢））

(2) 発生日時：3月12日、畜産技術研究所の検査で陽性と判定。患畜及び疑似患畜200頭。今回の発生は2月27日に実施された豚コレラのワクチン接種を行わなかった一部の豚、または免疫力が弱く、抗体生産が遅れた豚から発生したと推定された。

(3) 防疫措置：発生農場の消毒、移動制限、発生農場の残り600頭に緊急予防接種を実施。

3 発生場所



(下線)は3月12日に、新たに発生が確認された場所を指す。